今昔忠孝五常名義繪鈔　全

晩香堂
書三八七號
[illegible]藏印

Kodak Gray Scale
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19
C Y M
© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black
© Kodak, 2007 TM: Kodak

無花洞摺余漫録序

学也志何学為人之道也為

人之道何爲作而已矣先王

之教以明無爲作也亞作明會之

下和平五作不明則國家喪亡

民疲家國喪亡之沢象以其

夜生乎陰而明也為人之
本乎一日而謝是陰也
然祖先者見於此若文章
業之源者劍大邦家宗呈
故知經宏志乎越漢唐國
運之長繼人無以其來夢觀

也然拜手頁久人人偏多愛誹
所掃地詞乎稽經故諸經公
之睡諸詞章野臣儀鳴呼
游戲之藝也尚矣宗吉宗遣
獨之從邪業公所業所何
言緣力費寫極何丟至于樂縷

然田某平生以詞章陳人何
之號一請益焉輒乃詞之為業
之善者亦非也也此常余悅
於此而自構焉謙虛之人作
古道之書未有如朱子者焉洞
篇者亦為老也於是援楊文公

之言以從説讀之道理而授史
子有之曰哉之文也既而如附之以
為源切卷服也故而讀説之
理道隱懷之以忠孝名義家
為續與其之業撰撰為而云
之年小寒則毅之 國子云

云其意象一覧能其象而
含趣識真其趣也在手下起韻
標示語于習理但隆哉于卷
著持彈 首拜謹于國
家明作之其象也今書国字
能標也其詞之生理哉也其是

保於調幕民發志綫宗字
也予于回得為之序予校
以其程之比所明人作也讀書
四之
寛政三年庚戌春三月
某堂撰於浪華寓舎

清風浚河家

今昔忠孝 白鹿洞掲示

五常名義繪鈔巻上

白鹿洞書院ハ廬山五老峯の下にあり唐の徳宗の貞元年中李渤といふ人その兄李渉と此所に隠居し読書を業とし白き鹿を畜ひ楽しとせしより白鹿洞と名付る其地湖水に臨み四方ハ山をめぐらしたる曲洞なれバ江南第一の勝地なり宋の太宗の時勅額を賜ひ学校となりしに南渡の後もすたれ荒果たり南宋の孝宗の時に朱子南康軍の役人となられし時百姓に命じて其古跡を残らず尋ね修復ありて再び出させ給ひければ

又勅額もあり講堂も立派に立ち蔵書も大分ありお来
一つの学校となり元明にいたりても有りしとぞ
掲示とハかゝげしめすと訓て諸乃生らにかゝげて諸生朝夕に
あまねく目当にさせるなり 扨朱子此時分ハ何某乃学校
ニても学規と云ふものゝなき訳ハ学校ハ大勢人の寄集る
ところゆへ法度制札の類なくてハ叶ハね朝夕此法をもんより
起居飲食等まで法式ありそれに背くものハ退散するの
罰あるの類あり今朱子乃意ハ学問ハ左様人をむりやりに
牢へ押込て責立るやうに法せねバすぐれ筈でなし たゞ人の

生れ乃儘ゝなりすぐに仁義忠孝の身なりされども気質の受
まうけの濁りと生まれて後乃人欲の垢つきまとひていづくにも学問を
して磨立ねバ本法の筋がわからぬ也 夫を教へて本法乃仁
義忠孝の身にならせ教ゆるようにするわけ也何ゆへ法せぬのぢや
なにほど押付るもおどし事もない也 学規もうけやうな
禁制札ハいらぬ只唐虞三代孔孟以来此学脈で人を教
ゆる道も学者の学ぶ處も是より外にハ少しもあらね
聖賢乃詞をかつきりと看板にかゝげ凡学校に入るものハ
師弟ともに是を目当にせよとなり

白鹿洞之圖

父子有親君臣有義夫婦有別長幼有序朋友有信

扨此五ツ何乃前書もなくかゝげしめされたるハ凡そ人と
生まるからハ此五ツ乃内でないものハないゆへ聖人賢人といふても
我の身ハないゆへ此五ツのうちに親とありてハ子をかはゆがり子と
なりてハ親を大切にいとおしむ乃が法まで身のまゝなる法が
聖人ぞゆへ此五ツハ唐土ばかりの教でハない日本でも天
竺でも西洋でも凡そ人たるものハ自然と身がそのとほりに
動くやうに生まれて居るを五倫といふて又それぞれのおしへ戒
五教といふ其親が子をかはゆがり子が親を大切にいたし抑も

などの教ハ無理に聖人がこしらへられたものでハない皆銘
生まると持て居る也固よりあるといふ義で固有といふ
なきを父子有親君臣有義などいふ有といふハ根から生え
ぬいてゐる事ぞ凡天地の間にあるものハ何によらず固有
乃持まへといふものがある火ハ燃る事ハいづれ砂糖ハ
あまく蕃椒ハからいなど夫々乃持まへぞ人にも此五ツの
ものがあるのも持前でおのより付たものでハない然るに
火乃ゆくるハおそろしく人を育る切なきども悪くすると
大火事となり人までも焼殺し又水乃ないのも田地などを

やなぎハ其木の性太ひなれども直にしてハ法にもなり人も
家も流れに中るもので父子兄弟もおなじくなると子が親を
教へ家来が主人を殺すやうなる事が出来るハいかにといふに是ハ
造化のありて生化ハとかく気が主となりて働くもの事ハ理
とちがひ働きがはやきゆゑにとかく偏に留まれたが流れもの也
理のはたらきハきづかひハあまれど気にいかみなし
ヘ出来るなりその内に人ハ天地の霊といふていかな
さいはひので其霊あるゆゑに私欲のはたらき此清くのも一たん覆
塞ていかで白き色ハいかにて潔白なる色も垢の付のもかかる乃

父より八一妻あるを水にしてきたる父子ハ自然と親ミ
いふなく双方よりかたよりありともし味ひの有ものなれと
彼人欲乃垢が清くときかたよりて子をそろそろと悪さやう
なり大切でなきね親をそろそろと怨むやうになる流ハ親を
後妻の愛にあづかるより子乃可愛さが妻の方へうつり
子ハ又それを怨むゆゑ自身も妾あるをおしらへ親の
いとをしさが妾乃かたへ移り何ぞも親乃味ハなれども
はかなく邪へてきたるより法の親乃味ハ衰へるなり其
本より絵の流をほく出る縁ハ浅ましきなる事にある是

立てありし本法乃ことにするハ名を学といへ學の目あてハ
我の事ハあるい此父のりのなり夫が法ね我人乃身のよき
ことなりといへバ此父のそのが本法にあると堯舜三代のごとく
太平とあり又是がゆがむと夏仁以来のごとく大乱となり
上ハ天下国家にかゝり下でハ其人乃身のうへぞ何ぞ
父乃なる子の事ら君にまる臣の事ら夫婦乃中ら兄弟
の行ひが乱ぼうれいせてとのなる事より崩るゝ変化して我
身乃上に云に及ばず終に天下の大事となることもむ
しも庵も日本も万と古今流も古乃又ツでちかいとい上

ことハあれども是バ凡学問の道ハ此人倫の教など大ひなるものハ
あるい夫也へ米一妻にかつてさうと出し示されるなり

父子有親

父といふハ親のなり子といふハ子の事なり親といふハおや
よりハ子がかはゆくてそも生るゝ時より成長に
いたるまでいつまでもかはゆくの一念ハ寝ても寝るもたえまも
なるハあるい又子から親ハ大切なるものじや此恩に可ハりて
下さるハ掬し有難きものじやと加ひ我身此る事ハ捧て上
行ひ一ツでも親へつくしまむある事にある是が人と生るゝと
自然に持て生る也へ固有まゝく有といふものこそ其性挨にハ

むかし曾子といふ大孝心の人
ありある時山へ柴を伐りに
ゆきし跡へ来客ありて母
曾子のかへりをまちかねしを
おくどもほど無き山中へ仕招も
あらざると思ひ付るゆへ山の
方へむかひ我手の指をかうと
かみけれバ曾子ハ山にてむなぐ
るしく薪を採てはしかへりしに忽ち

胸さわぎせしゆへ立かへり母の
方の様を見るに来客ありしと
そのもてなしを頼みければ
母ハ何事もなくいそぎかへりし
事を語られしゆへいやしみ向ひ
ければ母ハ言ふて来客ありし
ゆへ知らせのために指をかみしと
語られしとぞ此通りおやと子ハ
血脈流通のものゆへ親のかなしく

に覗出るものあれバなり又或ときハ親に不孝なる者あり
其親公儀へ訴へけれバ是にてあるとていまゆく御白洲へいで
されバ御奉行其不孝ものかさをねぢあげ仰付られけるの
あるべかし忽ち入牢になりけれバ御奉行の仰られ善されバ
其方此枝乃真中に凹だるものハ何物ぞ尋ありと言されバ
いやしく夫ハへりといふ孫ありホゾといふ人ハ本此
実にある花乃ホゾとあるしるしのホゾ落て菓なる
其方が臍をみよ親の身に花さきて其方が生るときハ
親と子との情あれバ孫の緒といひがつゞいてあり

そのひもの緒が孫あれバ其通りに生るゝと親の身を分貰ひ
血筋流通のその親をそのまゝにきるゝと遠慮あるべし
諭されあきバさしもの不孝ものも大に感じ前
非をくやみ孝子となりしとぞ夫世へ子が病にわづらひても
するか怪我でもするか親ハ我身の病気よりも心をいため
苦しき寝食も忘れ介抱し又夫を方へ走り医者との
おそれと大に案じ門へ出てハ内にたちち此事いのり
何しく居るなれバ寒きも暑きもさぐてもうちに
寝もやらん案事居らるものありて子たるものハ其親乃

心とゝまる上他行なともされバ用事すミ次第一足も
はやく帰り先門口より声をかけやがて只今帰りしと唱ふ
べし何分にも親の身体を大切に若者らしく身をかるやうに
第一乃孝行なり依ても我身を我ものと思ふべからず髪
一筋爪の端までも皆親乃物なりとおもへバ大切にすべし其
訳ハ血脈流通のもとなれバぞ背香のこゝろ也山に悪を流し
そのむかし曽参其由来を尋ぬるに悪をなし白衣なる時毎に
山野に狩猟に出て鶴の巣に雛鶴あるを見て捕へかへり
其後それぞれ先の樹乃もとに返されバ其鶴一羽育て

西へかへりて東へ飛びさりしとなり然るに成長えて
と弓に矢をつかひ去と射るべしやまばとのつがひを射
射ぬきとり家に持ち帰りて庖丁せしに胴翼へ何乃ひるも
あなる手肉ハ丹抱まへてさゝみにしおいしく食らふにあらで食べ
是をみて大に驚き曰く我謬まり焼野の雉子夜の鶴子に
迷ふといへども我先に雛鶴を捕しゆへ其後ハ松樹乃
辺りを通るもさらで悪をたゞしも志るし射えしより此後
伸しき我人間とて有あれバ鳥獣の心も哀れを知ると大いに
悔ゝ忽ち弓矢を打捨て其まゝ色山に入り髪を剃り一生弟

渓の橋を渡らじと誓ひ
ありけるにその
友に陶淵明陸
修静といふ友人
ありけり然るに
往らし時其帰る時名残
おしさに門口まで
手を携て送り出て不図虎渓の橋を
越えけれバ二人手をうち大に笑ひし

あゝ虎渓三笑といふあり此通人さ
勿論禽獣まで皆し親の
血縁子にはちふれ子を思ひるる
恩ふに肉身を碎あるゝまし
人ハ万物の霊として親子乃らさ
しみあれどのいらんやまらし
前につくあり人欲のれより
仁に始づれ中親乃恩衰ふ
喪よりのいもしもそれハ

ちやうど政宗の刀が赤錆にくさりたる灰うちたる同がんに
見ゆれども磨とぎの明光してある政宗なりとくらぶが
付とぞであいるをとらへそのぞ昔舜帝となれ孝子の
親に瞽叟といへる人なり妻ハ舜を生じ一世をさりし後
継ひに象といへる弟を生み其後妻の邪心より舜の旅長に
あさくかひ父母に孝を尽し弟乃象をいつくしみ近不讓ハ
いふに及ばず遠近を言までも舜の人がらあるゝと称賛
せしかば継し母のゝよりもますます舜をにくみあつかひ
風にあらせ夫乃瞽叟へ悪さまに言ひなりるに舜ハ一ろ

怨もうらみのべばますます父母と弟を大切にしかひ耕し
溝を又陶のやれあれどもいろいろく稼をなし親を何不足なく
やうに養ひまゐらせその時の帝乃帝堯といへる聖徳の君
ましますが舜の唐国中で大孝なるを聞し召し是に
天下をゆづらんとて二人の姫君娥皇女英といへるを舜に
めあはしあひ御男子丹朱以下九人を家来になし天下
万民のあつかふを試んと結構な御殿がまへめしおかれ
されば継母ハますます継子をにくみのほむら止む時なく
種々舜をぞにくみ弟象又舜ハ己経の結構なる身なり

ありのくども何乃罪もなく只く父母の心にいれ
らるゝを若しかまひうろくと負薪人乃居所もなき
りの於くに若さり象も又ならざりし悪人にて或時
母と云合せ舜と殺さんとし父へれ徒せしに瞽叟も同
意して舜をめしよせ廩乃屋ふれをさせ舜の棟にあるを
ぐりより火をかけゝり舜ハ幸に笠を持ちゐれたるゆへ
翼のおごくにして飛下りかひり重バ二人ハ大に仕損じ
それとて又謀計をめぐらし今度ハ井を浚へさし舜此井
乃底へのりゐしを見定めし大石を隣したり於流り

舜ハはやくより井乃かたはらに身をかゞむ程の穴を掘り
おきたりしかバ石の落るとき彼穴に隠れ居られたり是
とは知らずして瞽叟ハ親子三人大ひに悦び手打ましよと
共々象ハ得たり顔にて兄を殺せしハ全く拙者乃
智略なり兄の家にある牛や羊や倉ハ老人方に進ずべし
弓矢琴ハ我方のもの第一にハ二人の姫をそさし己が
宿の妻となさんと悦喜して舜の御殿へ往ければ兄の
あるも也彼美人あるらんと案内もなく居ゑ見るに
太ハいかに舜ハ悠然として琴を弾て居られけれバ象ハ大ひに

あきれ呆るゝ口のふさぎもあへず何しに来たと問れて今朝
井の底乃手すまもかまはず出られけるに余り久しう逢い
ませぬ故一目おめにかゝりたく来りしと云ければ舜ハ其詞を
大に悦びのひとつにあいやさしき詞を与へかると弟を
いたく来りしが無益に大石伏ひ多くて宰相におもむき
汝ひとつまでも友に常ゝ我儘になる事を継どれと弟を
其後も海なく父母へ孝を尽しのひければいかなる
瞽叟も感心し終に慈父となりしとぞ是瞽叟が上に
舗がつきくきり切なれども舜の塵中が能よりありけるとぞ

玉の光を磨かしらあれども瑩史の人は親よりこころ
あらざれバ何程磨ても光ハ出ねど本親よりこそ心をはこバ
およそ縁は慈父にあられより是を以て見るにいよいよ父子有
「親よりて詞の不朽の名を言ふる聞ゆるあり是重ねて子なる
その父母の気に入らねを悩き親の心しきやうに共ふる
彼磨れやうのたらねと思ひ悦べし舜をはじめて本来ともあらバ
いか程事に仕へ親とも孝行のならねといふるハ高位
有よく異国にはあらじ我邦にも孝道の人は沢山あり
其一二をいへバ僧恭母に事て孝を尽されしは極めて

貧しき故に母老くして度の食事に魚肉なければ咽に入らず
僧一日に買て進しに其比白河法皇佛法御信仰の餘り
に殺生をきびしく禁制せられまつれば魚売るもなくその
ならずして魚を買ふ事叶はず母は食事のすゝまぬ故に病で
弱られ今は便なく見へ申せば僧かなしみにたへかね
自身に桂川へ行れ二ツの魚をとりてしく母にすゝんと
する所を近辺の役人に見咎められ役所へ引居られ
拷問せられしに彼僧申しく蓋て云御上の御法度を背
恐れざるものあらんや法しく我は僧となり殺しる魚

殊食ふ事ハ戒法にゆるさぬ生
たる魚を漁る事何ゆゑぞ
死罪しらずといへバ殺生
戒を犯せバ深き子細の
ある事なり一通り聞て
くれよ我母八十に及び性
質魚肉でなくバ食すゝ
ミ年来てまゐらせし
故御上の御法度を犯して魚を

買ふ事ならねバ母なる老
母は死なんとす定業
でなく魚の為に死ぬる
事の悲しさに深み
に及びしなり夜ふ一ッ乃
願ひありし魚川へ放つとも再び生かへらじ何卒母によく
食一口でもさせまゐらせバ其時ハいかなる刑にあふとも恨
なし出あげられハ親一人子一人の年よられし母上がさまよふ
あとめをしのびやらんと夢も惜まれ沙汰を待べし一座の役人

皆感涙に袂をしぼり人々涙を由し法皇も叡感し不便の事にれ
ばとて命を赦されし上金帛数多賜りしぞ
又橘逸勢の娘ハ父の流人となり配所へ行ける
がちにて道々護送の役人に暇をこひまかりまかれば
遂ハ体を病ハ行先へがたく遂に去りひ行逸勢も島にまゐらず
是に依ひ娘ハ跡の孝者し逸勢死するに及び形見のごとく
埋葬し墓のかたハらに小屋をかまへ尼となりて跡をとむらひ
一筆にひろとぞ又其より世の人保元平治の乱となり
比として八君を弑して親を殺す者あるに

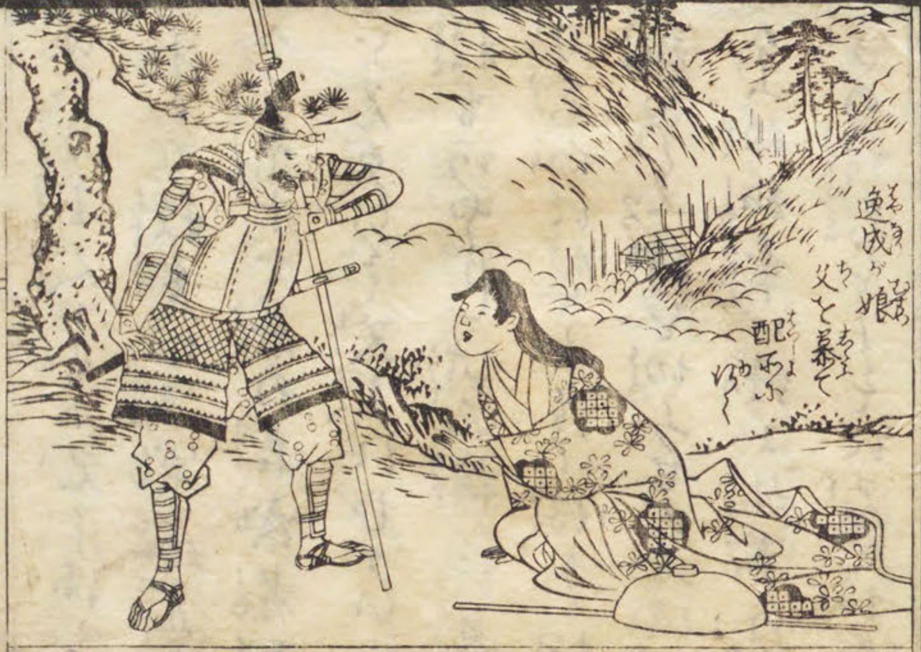

しかれども平家の世界とハ成りければ
乗燕の良臣ハ随れる多く彼
壽永の戦ひに平家の一族
源軍に追ひつめられて帝の御舟を
目がけ逃のびる流中も一塚
目ざ波しかれ大将ハ平家に名
たゞる新中納言知盛卿ちゝ
同じく舩つとひく兄小松ねの
知盛卿ハ首て武蔵守なりし

ゆへ其余人ども不見し添ことの多くありしすハ武蔵守殿
もろそて数多の源軍に追れきたり待るにぞ嫡子知章ハ
今年十七歳の若武者天性忠孝乃人なりきバ此有様
をみるより父上にむかひの敵手へ打かゝりて八阿を令乃
頸もとりやらし此不構ハば落のびめさへといひもはてず大音
刀為向にかざし渡り敵ぐる敵の中へ御目もふらず切て入
雑兵一騎を切らせの上此隙に御父卿ハ其船へと遁らせ
めんと扨知章ハ終ニ乱軍の中ニ討死しの上又知盛卿も
子の討死をよそにみておめおめ逃る世との人なる〇ど主

忠志ハかくらきじく帝大事の一念すてゆかれ君子を捨
らさあり夫を見る多く人々敵も味方も天晴けなる事の
振舞やと誉ぬりのもそなる某見此者ハ実ニ有難れ
亀鑑ともつべし

君臣有義

朱子小学編集の遺言ニなをしひ前臣父子相親ふ
忠孝の人を出しまニ此臣君臣乃恭るをハとらるゝ志
あり扨君とハ主人の事臣ハ家来召使の事義とは
拘ときまりをさたく親能もて曲尺乃おとく此義ニかけ
てみ添ともの長短も不足なと能くうら添ともの移

そこで君ハその〇を能はし
て臣を使ふに亦其の矩を
のりして君に事るなり君
よく臣を使ふこれを以て臣
君に事るに忠を以てしと云も
同じことなり君が臣を使ふハ
我儘に思ひしまゝの自由
にありそうなるものなれども
義の曲尺をちがへぬやう

ぬと礼義を以て又臣が
君に事るにハ往昔を以て入
ることも義の規矩に背
き阿諛苟合することなく
あい不忠のことあらぬ筈
よしや君ハ義の能を忘
れ乃ることがあればいさめ
幾度も諫むべし禮紀の道に合
バ服従し不可ならバ去るべし

かり主君の無道なるを知りながら諫をも奉らざるハ不忠の
諫めなく阿りいりしハ迷に赴べし禄に引され寵栄に目がくれ
君の悪事をも其侭捨置國を亡し民を害するを知りたる人ハ
是ら亦義の縁をそむき知行俸禄や官位に目がくらむ
より起るなり夫故君臣の名を具へ来れるも義のかゝるを以て
なれバあしかれぞと臣父子君親の親乃字ハ父子の心に固有
し君臣の義乃字ハ君臣とかりそみなる上に則となる事
あれバ同く固有なれども些しの違ひなり故に君臣とかりそみ
なる上にて君よりハ臣を使ふに恩ひ慈愛をもて臣よりハ

君を大切に忠義を尽さるゝ事ハ元よりの事なりいかなる故ハ
其身ハ勿論の事先祖累代より君臣とかりそみ来る
上でいふと恩義よりて上の父子の親乃字の味ハひ
あるなり君ハ臣を不便がり臣ハ君を大切に思ふ故
矢張義の筋にて事の宜でハあれど元来かゝる事これ
君臣とハおしく筋目遠ふなり其忠ね用ひて君臣の大
義を述なり韓退之の拘幽操のすぢや靖献遺言の筋
ハ君臣と志めかゝらんぞ上の恩義にて変ずまでに尽さるゝハ
君臣の大義がはせねといふものぞ誰も知りたる事なれバ

彼紂王の極悪を諫めて殺されたる人数あまたある中に九
侯といふ人を殺し鄂侯乃諫めれバ是をも並せ殺して
塩漬にする是非なき事を周の西伯後に継して文王といふ武
王の父君なり嘆じて云のひ吾家ハ我不倭ことき主君紂
王を誅せん聖賢の君となれる能ハバ急ぎそであれる
我見る事の猶若しきよと大息せられしを紂王後に傳
守て君を讒訴あるとして西伯を羑里といふ牢舎に囚く
いたる事七年の久しきに及べどもおしも恐むれ色なく
静に伏義の易をよみ演じ文理を説じて居たまひしを

其曲乃名を拘幽操といふ是ハ韓退之の擬撰されどもよく
文王乃心を述云尽せりと程子朱子の評論ありて其卒章に
曰臣罪當誅天王聖明ありとかきとハまことに忠しくて悪ふ
おさりすれ一寸だめしになりほしてもいるとはやしやせぬ
いあるさハ誠に聖明の君ありといふ事なり又紂王の悪逆が
西伯の目にかゝらぬ事ハあるべき筈なるにいるあきバ説ハ作られ
し源是ハ西伯乃治らといふをたまはりて更に西伯の徳
にょりおそるゝ事にてあの恵りに主君が姻巳の色におぼれ
嬖寵悪来の徒等にまよひ罪なき人を殺し民を虐げ

長夜の飲酒池肉林乃奢り鉅橋鹿臺に聚斂なし玉ひハ
炮烙又ハ銅柱乃惨刑或ハ男女を赤裸にして酒池の庭にて
淫をなさせ酒興をたすくるなど金銀の費日に巨万を重
百姓ハ剥るごとくに虐が人うらみ神いかりしことなれど
西伯ハ日ごろ紂が諫め育つる事乃悪れ也天王ハ聖明に
ましませども佞ね悪人どもの言に迷ひ左様なくるひ
の事ハ諸侯が尾ありゆくふずさくよせれても云訳なしと
申されるもので大切ふ思ふ主君の悪事ハ目に見えなど
ら思貢が清く道理乃弁なるとのるり凡そ隠るもの

仙洞のおそくなりなバいかなる諫むつかしき主君とても
車へら王ねといふる事ハなし又屈原や陥溺明や文天祥
謝畳山などの主家に忠くせられるも同く仁の忠義乃
清さる所なり又耳利左衛門乃家士に米倉丈次郎と
いふ勇士あり松山の合戦に島流乃丸胴腹を清てわきさ
き血様に満て将に死せんとれ武留のいふ中に驄馬乃
糞を酒にて解れ飲めバ其血とりて愈べしといひまゝける
法の座にて進むとく人ご家臣次郎ハ首をおふて回不卒
此度の疵ハ療治にかゝるくれ士なるとのハ元来疾執

剣難にて死するとおそる天下
をもせんえ夫に何ぞや牛馬の
糞まで舐て命を延んと
せバ中々人の物笑ひとも成
ぬべし我ハ決して飲ばじと肯ハ
ざれバ左衛門是を察て何ぐら
勇士の不便のことなり何卒
して舐けさしとおひまさく
その病床に来りて様々と説し

云あるにハおのや彦次郎殿
其れ入にせらるに命を無理に
死なんとすなれハ忠義に非ず
癈害生して命を大切に為し
再び主家の用に立んとする
こそ実に忠臣といふべけれ
程なる糞を含ふを恥かしく思ふ
あらいぞや余が毒味してん
せんぞと返答に命じて大きる

盃に馬の糞を沢山に入れ酒にて解せ左衛門二口三口飲みて
さあ喜次郎飲むべしとさしつけられけれバ喜次郎
ハあまりの穢さに咽せ返り何いやおしやるに及ぶべきと盃を引受て
呑ミ干しけれバ程なく血下りて癥瘕ことごとく全快せり
家来を思ふる又此の如くなれバこそ忠臣の出
来ぬるなりや古へより明君賢将の下に忠臣義士多く暗
愚将の下に不忠諂諛の者多しこれを推するに於下
の善悪ハ人君薫陶の致所なれバ中古楠公の属にも
足軽小者の末にいたるまで皆忠義の士であらざるハなくまた

足利尊氏の旗下にハ譜代恩顧の高ノ師直師泰を始とし
石堂吉良山名桃井仁木三浦富山赤松等の諸大名一
人も忠義の士なし近世にても豊太閤の下にハ勇士も
数多ありしかど忠臣ハなし実東の御旗下ハ忠臣義士林の
ごとし是全く主に留志あれバなり又に梓澍小源太
宗光ハ信濃の住人にて家郷家後に牽ふ明安の後に
よりて逃らき田舎に潜み居たり同に吉和久年平
氏より城乃資永に命じ木曽義仲を攻しむ高部家後
も資永に属し横田川原の合戦に平軍利を失ひ家後ハ

源氏の士西七郎廣助に殺さるゝ小源太重光ハ郎とも知
らぬ者なりやう君後宮云に逢ひかく追去ぬといへども此度ハ
主人家後一大事の戦ひなり敵ハ名をある一本首をとる主人
乃弟の上忠元なしともなしこれ戦場にある小主家の経
摘抱を見届けれバ急角ある内暗夜に逢ひ主人討死の招
子我咄矢庭に敵陣へ跳入廣助を目がけ大に咄よて曰く
汝ハ西七郎にはかざりしや我ハ主冨部殿の御内にて一勝尚
千と呼ぶ之源小源太重光なり君さを汝に伏に条り主
君御最期の場にいり合さぬ何卒一度汝が首にゆりとも

汝が同小勉り使者の返事をせんと廣助を目がけ突すゝ
寄せバさしもの西七郎も叶ハじとや思ひけん逸足に
逃去源を重光尋ねきさなくも敵に後を見する
ものかハ小ざかしく命を助くるやと現在主君の敵何ぞ
のがさんやと難なく追付二打三打するよとみえしが
終に首打落し主君の首をえてかくしその小高きに
居へ参らせ涙を流して曰く我飛なくして追手となれ此度
の合戦乃汝が仇叶ハバ残念ながらも君ハ敵の為に命を亡
めし我までも尚の敵を討とめたれバおしハ修羅の妄執

敵し奉るにぞ何卒我勅命をゆるさせ給へとかれ〳〵となく
志をむし滅ぼし皇帝が寵愛の世を嘆き悲しむも左の手に
二ツの首をひつさげ右の手に大刀を振り回し敵の中へ切
入りつ散々に戦ひ討死をぞしたりける次郎兵衛は武勇
にすぐれ家来も風をもかなへたる我恥ち我先にと討死を急
ぎ悪みたるも流石遠くも出来たり立てそれぞれ天命にて
あるも目をかけし戦場にて散々戦ひ討死せし事を勇士
の本意と忠臣の先途を見届ける者ぞなく立て死するも流
されける三国の諸葛孔明は先帝の遺詔を承て後帝

劉從(?)となりたる種々の難義を侵し合戦し又趙宋の滅
秀夫趙世傑などは主に付そひ崖山にて船にのりつぐ
少帝と倶に海に溺るまで先途を見とゞけ又明末に至
姓爺朱成功も韃賊にせまられて再び大明の天下に可進
さんと永暦王をとりたて臺湾といふ嶋に居て大明の
正朔を奉じけり又日本にても玉井新二郎といふ者の
男親にはなれて後を合せ伝雄に背しが父三郎が浦を志て
ちかに神戸にかくまはりしを捜出して摂田河原にて
磔にせらる三郎兵衛は子の新次郎と呼びて汝今度君の

國姓爺大に
韃靼と戦ふて
忠勇をあら

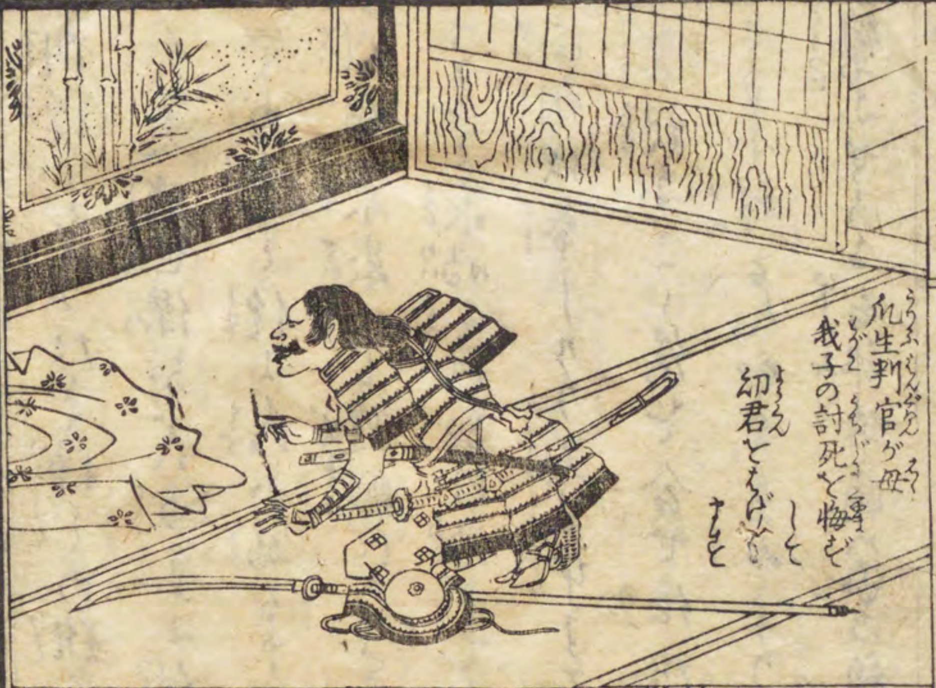
瓜生判官が母
我子の討死を悔ずして
幼君をなげき

御仇とむらひ小留の家をたてんと志しけるこそ士の鑑
意君生前の悦なりしとて名を見て父子三人さかほさを
しみかりし甚後殺されしかど織田家の刑罰仁者の道
にあらずてその暴逆終を全せざるもむべなりし男子ハ実否
婦人にも格別の人たる延元年中新田義貞我前金崎の城に
籠りし兄生判官保ち才義継源淋筥と組屋に次郎義助
の嫡男義治とともに杣山城によりける或時里見時成と
太将として金崎を援ふ織将京師泰軍勢と敦賀に出し
座り戦ふ保兵と才義継甥の七郎里見時成とわかれの

今昔忠孝
白鹿洞掲示
五常名義繪鈔巻下

黒田孝隆父宗圓ともに主人小寺政職に疑ま
人く姫路の城に籠城せんと云時孝隆名将なる
有ハ城にこもりなれとも今病とはんにまかせてハ
聞き入ず必主君に叛くと人々に讃られんとす士の志
にはあらず君にうらみ思ひ入るゝ我らのむほんする
ハ運のきはめなるハ力なし我一人誅せられたりとも
にせん此姫路をだにたもたれ天下の安危を
月とへだてしてゆくしまゝそ得る道の外なんざれバ